

岩手県県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

岩手県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第6節 [略]	第1節～第6節 [略]
<u>第7節 削除</u>	<u>第7節 自動車取得税（第53条～第59条）</u>
	<u>第7節の2 軽油引取税（第60条～第63条の3）</u>
第8節・第9節 [略]	第8節・第9節 [略]
第3章 目的税	第3章 目的税
<u>第1節 自動車取得税（第73条～第73条の5）</u>	<u>第1節及び第2節 削除</u>
<u>第2節 軽油引取税（第74条～第77条）</u>	
第3節 [略]	第3節 [略]
第4章・第5章 [略]	第4章・第5章 [略]
附則	附則
（調定）	（調定）
第8条 [略]	第8条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 局長は、証紙徴収の方法により納付された <u>自動車税額、自動車取得税額</u> 及び狩猟税額に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳出から一般会計の歳入に振り替え、調定決定書により調定しなければならない。	3 局長は、証紙徴収の方法により納付された <u>自動車取得税額、自動車税額</u> 及び狩猟税額に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳出から一般会計の歳入に振り替え、調定決定書により調定しなければならない。
（納税の告知）	（納税の告知）
第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。	第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。
（1）・（2） [略]	（1）・（2） [略]
（3） 証紙徴収又は <u>条例第104条の4</u> の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 納税の告知書（様式第8号の2）	（3） 証紙徴収又は <u>条例第104条の3</u> の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 納税の告知書（様式第8号の2）
（領収証書の交付）	（領収証書の交付）
第11条 出納員は、徴収金（証紙徴収の方法による <u>自動車税、自動車取得税</u> 及び狩猟税に係る徴収金を除く。）を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に領収証書（様式第8号又は様式第9号）を交付しなければならない。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又	第11条 出納員は、徴収金（証紙徴収の方法による <u>自動車取得税、自動車税</u> 及び狩猟税に係る徴収金を除く。）を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に領収証書（様式第8号又は様式第9号）を交付しなければならない。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又

は納入されたときは、領収証書に領収印（様式第9号の3）を押印して、これを交付することができる。

（担保の提供手続）

第16条 局長は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10（政令第39条の12、第42条及び第56条の11において準用する場合を含む。）の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から猶予に係る担保提供書（様式第14号又は様式第15号）又は県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書（様式第15号の2）を徴さなければならない。

2 局長は、法第16条第3項（法第16条の3第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項及び第700条の21第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めるときは、文書によりしなければならない。

（納税管理人申告書等の様式）

第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（ <u>条例第135条</u> において準用する場合を含む。）	[略]	
[略]		
18 法第15条第4項（ <u>法第700条の21第2項</u> において準用する場合を含む。）	[略]	
19 法第15条第4項（法第15条の5第3項及び <u>第700条の21第2項</u> において準用する場合を含む。）	[略]	
[略]		

（納税証紙印の形式）

第28条の2 条例第104条の2第1項に規定する自動車税納税証紙印及び条例第123条の3第1項に規定する自動車取得税納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第3のとおりとする。

（始動票札の形式）

第28条の3 条例第104条の3第1項（条例第123条の3第2項

は納入されたときは、領収証書に領収印（様式第9号の3）を押印して、これを交付することができる。

（担保の提供手続）

第16条 局長は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10（政令第39条の12及び第43条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から猶予に係る担保提供書（様式第14号又は様式第15号）又は県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書（様式第15号の2）を徴さなければならない。

2 局長は、法第16条第3項（法第16条の3第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めるときは、文書によりしなければならない。

（納税管理人申告書等の様式）

第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（ <u>条例第99条の15</u> において準用する場合を含む。）	[略]	
[略]		
18 法第15条第4項（ <u>法第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。）	[略]	
19 法第15条第4項（法第15条の5第3項及び <u>第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。）	[略]	
[略]		

（納税証紙印の形式）

第28条の2 条例第93条第1項に規定する自動車取得税納税証紙印及び条例第104条の2第1項に規定する自動車税納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第3のとおりとする。

（始動票札の形式）

第28条の3 条例第94条第1項（条例第104条の2第2項にお

において準用する場合を含む。)に規定する始動票札の形式は、別表第3の2のとおりとする。

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第28条の4 条例第104条の2第2項 (条例第123条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)として指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(誤表示額の還付)

第28条の7 収納計器取扱人は、条例第106条及び第123条の2第1項に規定する申告書に収納計器によって自動車税額と自動車取得税額の合計額に相当する金額を超えた額(以下「誤表示額」という。)を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、誤表示額還付請求書(様式第61号の2)を、所管の局長に提出しなければならない。

2 [略]

(始動票札の返還に伴う還付)

第28条の8 条例第104条の3第2項ただし書 (条例第123条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売り渡しの際すでに交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

第7節 削除

第53条から第63条まで 削除

において準用する場合を含む。)に規定する始動票札の形式は、別表第3の2のとおりとする。

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第28条の4 条例第93条第2項 (条例第104条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(誤表示額の還付)

第28条の7 収納計器取扱人は、条例第90条第1項及び第106条に規定する申告書に収納計器によって自動車取得税額と自動車税額の合計額に相当する金額を超えた額(以下「誤表示額」という。)を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、誤表示額還付請求書(様式第61号の2)を、所管の局長に提出しなければならない。

2 [略]

(始動票札の返還に伴う還付)

第28条の8 条例第94条第2項ただし書 (条例第104条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売り渡しの際既に交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の課税免除を受けることができる者)

第53条 条例第97条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車(条例第84条第1項の自動車に限る。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する自動車 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る同法第12条の規定による登録をした者

(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による自動車検査証の記載事項の変更(当該自動車を譲渡した場合に限る。以下この号において同じ。)をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則

(昭和26年運輸省令第74号)の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者(自動車取得税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第54条 条例第97条第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(次条、第64条の3及び別表第4において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同表において「身体障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳(次条及び第64条の3において「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「戦傷病者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第97条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(次条及び第64条の3において「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「精神障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当するもの

(2) 知事が交付する療育手帳(次条、第64条の3及び別表第4において「療育手帳」という。)の交付を受けている者(同表において「知的障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

(自動車取得税の課税免除申請に係る書類等)

第55条 条例第97条第4項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、第59条に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に自動車取得税免除申請済印(様式第107号)を押印す

るとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を 自動車取得税 課税免除 自動車税

承認（不承認） 通知書（様式第108号）により当該申請者に通知するものとする。

3 局長は、第59条に規定する身体障害者等の利用に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を 自動車取得税 課税免除 承認（不承認） 通知書により当該申請者に通知するものとする。

（自動車取得税に係る納税済印の形式）

第56条 条例第92条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第109号のとおりとする。

（自動車取得税交付金の交付の通知）

第57条 知事は、法第143条第1項の規定により県内の市町村に対し自動車取得税交付金を交付する場合は、自動車取得税交付金交付通知書（様式第110号）により当該市町村長に通知するものとする。

（自動車取得税の減免の申請書等の様式等）

第58条 条例第98条第2項に規定する規則で定める様式による申請書は、自動車取得税減免申請書（様式第111号）とする。

2 局長は、自動車取得税減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなつたときは、その旨を自動車取得税減免 承認（不承認） 通知書（様式第112号）により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車取得税に係る修正申告書等の様式）

第59条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによる。

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第123条第2項	自動車取得税修正申告書	様式第113号

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第123条第2項	自動車取得税修正申告書	様式第113号

2 条例第95条第 2項	譲渡担保財産に係る 自動車取得税の納税 義務の免除申告書	様式第114号
3 法第125条第5 項	譲渡担保財産に係る 自動車取得税の徴収 猶予通知書	様式第115号
4 法第125条第5 項	譲渡担保財産に係る 自動車取得税の徴収 猶予取消通知書	様式第116号
5 条例第95条第 5項又は条例第 96条	自動車取得税還付申 請書	様式第117号
6 条例第97条第 1項第2号	身体障害者等に係る 自動車取得税課税免 除申請書	様式第118号
7 条例第97条第 1項第3号又は 第4号	身体障害者等の利用 に係る自動車取得税 課税免除申請書	様式第119号
8 法第129条第4 項、法第132条第 5項又は法第133 条第4項	自動車取得税 更正、決定 通知(納 加算金決定 通知(納 税の通知) 書	様式第120号

第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定）

第60条 条例第99条の7第1項に規定する軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、元売業者及び特約業者以外の者で局長が軽油引取税の徴収の便宜を有するものと認めて指定する者とする。

2 局長は、前項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書（様式第121号）によりその特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

（軽油引取税を課されないこととされる引取りに係る軽油の数量を証明する書類）

第61条 条例第99条の8第3項に規定する軽油引取税を課されないこととされる引取り（条例第99条の3第2号に掲げる軽油の引取りに限る。）に係る軽油の数量を証明する書類は、次に掲げる事項が記載された書類及び当該記載事項についての事実を明らかにする書類とする。

（1） 当月中に引取りを行った当該軽油の数量

（2） 当該軽油に係る引取り、引渡し等の状況

(3) 既に課された軽油引取税の申告がされた都道府県及びその機関等の名称

(4) 前号の申告をした者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

(5) 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況

(6) 当該軽油につき現実の納入を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）並びに当該納入に係る軽油の数量

(7) 前号の軽油の納入に係る輸送を行った者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）（軽油引取税の証票の再交付）

第62条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第99条の10の規定によって交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、軽油引取税に係る証票の破損、汚損の紛失 届出書（様式第121号の2）により局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の届出があった場合において、その届出の事実が誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し証票を再交付しなければならない。
（報告対象免税軽油の数量等）

第63条 条例第99条の14第2項に規定する報告対象免税軽油の数量が規則で定める数量未満であることその他の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 条例第99条の12第1項に規定する免税軽油の1年間における引取りの見込数量が3キロリットル未満であること。

(2) 条例第99条の13第1項に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者が国、地方公共団体若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人又は船舶の使用者若しくは農業を営む者であること。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除）

第63条の2 局長は、条例第99条の16の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の提出があった場合においては、その理由があるかどうかについて調査し、当該申請書を受理した日から60日以内に承認又は不承認について、当該申請者に軽油引取税

還付 承認（不承認）通知書（様式第121号の3）により通知しなければならない。

(軽油引取税に係る登録申請書等の様式)

第63条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第99条の9第2項又は第4項	軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更)申請書(登録票)	様式第121号の4
2 条例第99条の9第5項	軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書	様式第121号の5
3 条例第99条の9第3項又は第7項	軽油引取税特別徴収義務者登録通告知書 登録 登録消除	様式第121号の6
4 条例第99条の17第1項	軽油の返還届書	様式第121号の7
5 条例第99条の17第2項又は条例第99条の18第3項	軽油引取税還付申請書 納入義務免除	様式第121号の8
6 条例第99条の18第1項	軽油引取税免税承認申請書	様式第121号の9
7 条例第99条の18第2項	軽油引取税免税承認書	様式第121号の10
8 法第144条の44第4項、法第144条の47第5項又は法第144条の48第4項	軽油引取税更正、決定加算金決定通知(納税の通知)書	様式第121号の11

(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)

第64条の2 局長は、条例第102条の2第2項の規定による申請書を受理した場合において減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を中古商品自動車に係る自動車税の減額承認(不承認)・取消通知書(様式第121号の7)により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第64条の3 条例第103条の4第1項第1号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げ

(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)

第64条の2 局長は、条例第102条の2第2項の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を中古商品自動車に係る自動車税の減額承認(不承認)・取消通知書(様式第121号の12)により当該申請者に通知しなければならない。

る者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（次条、第73条の2及び別表第4において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同表において「身体障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳（次条及び第73条の2において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「戦傷病者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第103条の4第1項第1号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（次条及び第73条の2において「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者（別表第4において「精神障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当するもの

(2) 知事が交付する療育手帳（次条、第73条の2及び別表第4において「療育手帳」という。）の交付を受けている者（同表において「知的障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

（自動車税の課税免除申請に係る書類等）

第64条の4 [略]

（自動車税の課税免除の承認等の通知）

第65条 [略]

2 [略]

3 局長は、条例第103条の4第2項、条例第103条の5第2項又は条例第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車税課税免除

承認（不承認）
取 消 通知書（様式第122号の4）により、証紙徴

（自動車税の課税免除申請に係る書類等）

第64条の3 [略]

（自動車税の課税免除の承認等の通知）

第65条 [略]

2 [略]

3 局長は、条例第103条の4第2項、条例第103条の5第2項又は条例第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車税課税免除

承認（不承認）
取 消 通知書（様式第122号の4）により、証紙徴

収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を

自動車税 課税免除 承認（不承認）
自動車取得税 取 消 通知書（様式第138

号の10）により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車税に係る納税済印の形式）

第67条 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第125号のとおりとする。

（自動車税課税免除承認申請書等の様式）

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
4 条例第103条の4第2項	[略]	様式第126号の3
5 条例第103条の5第2項	[略]	様式第126号の4
[略]		

第1節 自動車取得税

（自動車取得税の課税免除を受けることができる者）

第73条 条例第123条の7第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（条例第118条第2項に規定する自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（1）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る同法第12条の規定による登録をした者

（2）前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による自動車検査証の記載事項の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。以下この号において同じ。）をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者

（自動車取得税の課税免除申請に係る書類等）

第73条の2 条例第123条の7第4項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、第73条の5に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があつたときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者

収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を

自動車取得税 課税免除 承認（不承認）
自動車税 取 消 通知書により当該

申請者に通知しなければならない。

（自動車税に係る納税済印の形式）

第67条 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第109号のとおりとする。

（自動車税に係る減額申請書等の様式）

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
4 条例第103条の4第3項	[略]	様式第118号
5 条例第103条の5第2項	[略]	様式第119号
[略]		

第1節及び第2節 削除

第73条から第77条まで 削除

手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に自動車取得税免除申請済印（様式第138号の2）を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第123条の7第1項第2号に規定する自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を 自動車税 課 自動車取得税 税免除 承認（不承認） 取 消 通知書（様式第138号の10）により当該申請者に通知するものとする。

3 局長は、第73条の5に規定する身体障害者等の利用に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第123条の7第1項第3号又は第4号に規定する自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を 自動車税 課税免除 承認（不承認） 取 消 通知書（様式第138号の10）により当該申請者に通知するものとする。

（自動車取得税に係る納税済印の形式）

第73条の3 条例第123条の2第3項に規定する規則で定める納税済印は、様式第125号のとおりとする。

（自動車取得税交付金の交付の通知）

第73条の4 知事は、法第699条の32第1項の規定により県内の市町村に対し自動車取得税交付金を交付する場合は、自動車取得税交付金交付通知書（様式第138号の9）により当該市町村長に通知するものとする。

（自動車取得税の減免の申請書等の様式等）

第73条の4の2 条例第123条の8第2項に規定する規則で定める申請書は、自動車取得税減免申請書（様式第138号の11）とする。

2 局長は、前項に規定する申請書を受理した場合において減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を自動車取得税減免 承認（不承認） 取 消 通知書（様式第138号の12）により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車取得税申告書等の様式）

第73条の5 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによる。

条 項	書 類	様 式
1 法第699条の12 第2項	自動車取得税修正申 告書	様式第138号 の3
2 条例第123条の 5第2項	譲渡担保財産に係る 自動車取得税の納税 義務の免除申告書	様式第138号 の4
3 法第699条の14 第5項	譲渡担保財産に係る 自動車取得税の徴収 猶予通知書	様式第138号 の5
4 法第699条の14 第5項	譲渡担保財産に係る 自動車取得税徴収猶 予取消通知書	様式第138号 の6
5 条例第123条の 5第5項又は条 例第123条の6第 1項	自動車取得税還付申 請書	様式第138号 の7
6 条例第123条の 7第1項第2号	身体障害者等に係る 自動車取得税課税免 除申請書	様式第126号 の3
7 条例第123条の 7第1項第3号 又は第4号	身体障害者等の利用 に係る自動車取得税 課税免除申請書	様式第126号 の4
8 法第699条の18 第4項、法第699 条の21第5項又 は法第699条の22 第4項	自動車取得税 更正、決定 通知(納 加算金決定 通知(納 税の通知) 書	様式第138号 の8

第2節 軽油引取税

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

第74条 条例第130条第1項に規定する軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、元売業者及び特約業者以外の者で局長が軽油引取税の徴収の便宜を有するものと認めて指定する者とする。

2 局長は、前項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書(様式第139号)によりその特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

(軽油引取税を課されないこととされる引取りに係る軽油の数量を証するに足りる書類)

第74条の2 条例第131条第3項に規定する軽油引取税を課さ

れないこととされる引取り（条例第126条第2号に掲げる軽油の引取りに限る。）に係る軽油の数量を証するに足りる書類は、次に掲げる事項が記載された書類及び当該記載事項についての事実を明らかにする書類とする。

- (1) 当月中に引取りを行った当該軽油の数量
- (2) 当該軽油に係る引取り、引渡し等の状況
- (3) 既に課された軽油引取税の申告がなされた都道府県及びその機関等の名称
- (4) 前号の申告をした者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
- (5) 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況
- (6) 当該軽油につき現実の納入を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）並びに当該納入に係る軽油の数量
- (7) 前号の軽油の納入に係る輸送を行った者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
（軽油引取税の証票の再交付）

第75条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第132条の2の規定によって交付があつた証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、軽油引取税に係る証票の 破損、汚損 届出書（様式第140号）により局長に届 紛失 け出なければならない。

2 局長は、前項の届出があつた場合において、その届出の事実 に誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し証票を再交付しなければならない。
（条例第134条の2第2項に規定する報告対象免税軽油の数量等）

第75条の2 条例第134条の2第2項に規定する報告対象免税軽油の数量が規則で定める数量未満であることその他の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 条例第133条第1項に規定する免税軽油の1年間における引取りの見込数量が3キロリットル未満であること。
- (2) 条例第134条第1項に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者が条例第127条第1号に掲げる者又は同条第4号に掲げる者（農業を営む者に限る。）であること。
- (3) 条例第134条第1項に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者が国、地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人であること。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除）

第76条 局長は、条例第135条の2第1項の規定による軽油引
取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請
書の提出があった場合においては、その理由があるかどうか
について調査し、当該申請書を受理した日から60日以内に承
認又は不承認について、当該申請者に軽油引取税

還_____付
納入義務免除承認（不承認）通知書（様式第141号）により
通知しなければならない。

（軽油引取税に係る登録申請書等の様式）

第77条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同
表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めると
ころによるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第132条第 2項又は第4項	軽油引取税特別徴収 義務者登録（登録変 更）申請書	様式第142号
2 条例第132条第 5項	軽油引取税特別徴収 義務者登録の消除申 請書	様式第143号
3 条例第132条第 3項又は第7項	軽油引取税特別徴収 義務者 登 録 通 登録消除 知書	様式第144号
4 条例第136条第 1項	軽油の返還届書	様式第145号
5 条例第136条第 2項又は条例第 137条第1項	軽油引取税 還_____付申請書 納入義務免除	様式第146号
6 条例第138条第 1項	軽油引取税免税承認 申請書	様式第147号
7 条例第138条第 2項	軽油引取税免税承認 書	様式第148号
8 法第700条の30 第4項、法第700 条の33第5項又 は法第700条の34 第4項	軽油引取税 更正、決定 通知（納 加算金決定 税の通知）書	様式第149号

別表第4（第64条の3関係）

[略]

[略]

別表第4（第54条関係）

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「

ゴルフ場利用税	本月分	現							/	/
		越								
		計								
	累計	現							/	/
		越								
		計								

を

」

「

ゴルフ場利用税	本月分	現							/	/
		越								
		計								
	累計	現							/	/
		越								
		計								
自動車取得税	本月分	現							/	/
		越								
		計								
	累計	現							/	/
		越								
		計								
軽油引取税	本月分	現							/	/
		越								
		計								
	累計	現							/	/
		越								
		計								

に、

」

「

固定資産税	本月分	現							/	/
		越								
		計								
	累計	現							/	/
		越								
		計								
自動車取得税	本月分	現							/	/
		越								
		計								

を

	累計																		
軽油引取税	日計											/							
	累計																		

」

固定資産税	日計											/							
	累計																		

に、

」

料理飲食等消費税	日計											/							
	累計																		
特別地方消費税	日計											/							
	累計																		

を

」

旧法による税	特別地方消費税	日計										/								
		累計																		
	自動車取得税	日計											/							
		累計																		
	軽油引取税	日計											/							
		累計																		

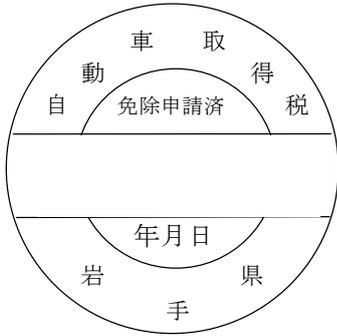
に

」

改める。

様式第107号から様式第121号の6までを次のように改める。

様式第107号（第55条関係）



直径2センチメートル

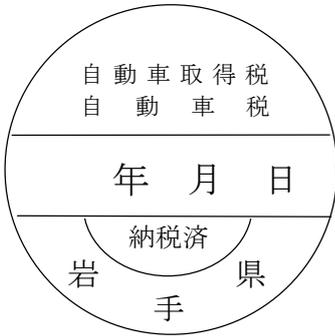
様式第108号（第55条、第65条関係）

自動車取得税 承認（不承認） 自動車税 課税免除 取 消 通知書	
第 号 年 月 日	
住所（所在地） 氏名（名称）様	
振興局長 氏 名 印	
自動車取得税 第97条 自動車税 の課税免除について、岩手県県税条例 第103条の4 の規定に該当 する（しない）ので、 第103条の5 第103条の6	
次のとおり 承認（承認しないことと） 取 り 消 します。	
登録番号	主たる定置場所在地
自動車取得税	免除する税額 円
自動車税	免除する期間及び税額 年 月から 月分 円 取り消す 年 月まで
不承認（取消し）の理由	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著

しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A4)

様式第109号（第56条、第67条関係）



直径2.5センチメートル

様式第110号（第57条関係）

自動車取得税交付金交付通知書	
	第 号 年 月 日
市町村長 様	
	岩手県知事 氏 名印
地方税法第143条第1項の規定により、 年 月において交付すべき自動車取得税交付金を次のとおり交付します。	
	円

(A4)

様式第111号（第58条関係）

付

受 ○ 印

自動車取得税減免申請書			
年 月 日	申請者	住所 (所在地)	(電話)
振興局長 様		フリガナ 氏 名 (名称)	印
岩手県県税条例第98条第2項の規定により、次のとおり減免を申請します。			

滅失し、 又は損壊 した自動 車	所有者	住 所			
		氏 名			
	使用者	住 所			
		氏 名			
	主たる定置場所 所在地		登 録 番 号		
登 録 年 月 日	・ ・	価 額	円		
代替取得 した自動 車	所有者	住 所			
		氏 名			
	使用者	住 所			
		氏 名			
	主たる定置場所 所在地		登 録 番 号		
取 得 年 月 日	・ ・	価 額	円		
減免を受けようとする税額					円
減免を受けようとする理由					
摘 要					

備考 この申請書を提出する方は、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 被災証明等被害を証明する書類
- (2) 滅失し、又は損壊した自動車及び代替取得した自動車の自動車検査証の写し

(A4)

様式第112号（第58条関係）

自動車取得税減免 承認（不承認） 取 消 通知書			
			第 号 年 月 日
住所（所在地）_____			
氏名（名 称）_____ 様			
			振興局長 氏 名印
自動車取得税の減免について、岩手県県税条例第98条第1項に該当		する（しない） しないこととなった	
承認（承認しないことと） 取 消 します。		ので、次のとおり	
滅失し、又は損壊した自動車	主たる定置場所所在地	登 録 番 号	

	取得年月日	・ ・	価 額	円
代替取得した自動車	主たる定置場所在地		登 録 番 号	
	取得年月日	・ ・	価 額	円
減 免 す る 税 額 取 り 消 す				円
不承認（取消し）の理由				
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

(A4)

付 受 印		自動車取得税修正申告書				年 月 日			
		振興局長 様							
取得年月日		年 月 日							
登録番号	課税標準額 ①	税率 ②	税額 ① × ② ③	既に納付の確定した税額 ④	この申告により納付すべき税額 ③-④				
	円	100	円	円	円				
納税義務者	住所 (所在地)				低燃費車に係る特例の適用を受けたい旨の申告 (該当ある場合は、次の事項を記載してください。) (1) 車両重量 kg (2) エネルギー消費効率				
	氏名 (名称)								
主たる定置場の所在地		(貨物自動車については、次の事項も記載してください。) (3) 車両総重量 kg (4) 変速装置の方式及び構造							
自動車の種類及び用途(該当事項を○で囲んでください。)	自家用 営業用	小型三輪車	軽三・四輪車	低公害車 特例	電気自動車	車名	乗車定員	人 (人)	
	乗用車	普通車 小型四輪車	けん引車		普通車 小型車	天然ガス自動車	年式	積載量	kg (kg)
			被けん引車		普通車 小型車	プラグインハイブリッド自動車	型式形状	総排気量・定格出力	L KW
	トラック	普通車 小型四輪車兼乗用車	特種用途車		霊きゅう車 普通車 小型四輪車 小型三輪車	ハイブリッド自動車	車台番号	備考	
バス	観光貸切用 その他	(用途)		クリーンディーゼル乗用車	原動機の型式				

付
受 印

譲渡担保財産に係る自動車取得税の納税義務の免除申告書					
年 月 日 振興局長 様	申 告 者	住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)	印		
岩手県県税条例第95条第2項の規定により、納税義務の免除について、次のとおり申告します。					
納税義務免除を受けようとする税額	年 度	税 額	摘 要		
		円			
譲渡担保財産等	自 動 車	登 録 番 号	取 得 年 月 日	主 たる 定 置 場 所 在 地	
			. .		
	設 定 者	住所 (所在地) 及び氏名 (名称)	設 定 年 月 日	移 転 を す る 予 定 年 月 日	
			
※ 調 査 確 認 事 項				※ 徴 収 猶 予 を す る 期 間	
				. . から . . まで	
				※ 確 認	

備考1 この申告書を提出する場合は、免除を受けるに足りる証明書類を添付してください。

2 ※印欄は、記載を要しません。

(A4)

譲渡担保財産に係る自動車取得税の徴収猶予通知書	
	第 号 年 月 日
住所 (所在地) _____	
氏名 (名 称) _____ 様	
	振興局長 氏 名 印
岩手県県税条例第95条第2項の規定により徴収猶予をしたので、地方税法第125条第5項において準用する同法第15条第4項の規定により通知します。	

徴収猶予をする税額等	年 度	税 額	徴 収 猶 予 を す る 期 間		摘 要	
		円	. . から . . まで			
譲渡担保財産等	自 動 車	登 録 番 号	取 得 年 月 日	主 た る 定 置 場 所 在 地		
			. .			
	設 定 者	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)		設 定 年 月 日	移 転 予 定 年 月 日	
				
摘 要						

(A4)

様式第116号 (第59条関係)

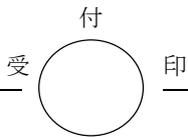
譲渡担保財産に係る自動車取得税の徴収猶予取消通知書						
					第 号	
					年 月 日	
住所 (所在地) _____						
氏名 (名 称) _____ 様						
振興局長 氏 名 印						
<p>年 月 日付で徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第95条第4項の規定により取り消したので、地方税法第125条第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納めてください。</p>						
徴収猶予をした税額等	年 度	税 額	徴 収 猶 予 を し た 期 間		摘 要	
		円	. . から . . まで			
譲渡担保財産等	自 動 車	登 録 番 号	取 得 年 月 日	主 た る 定 置 場 所 在 地		
			. .			
	設 定 者	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)		設 定 年 月 日	移 転 し た 年 月 日	
				
取 消 し の 理 由						
教 示	<p>1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面 (正副2通) をもって</p>					

審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A4)

様式第117号（第59条関係）



自動車取得税還付申請書					
年 月 日 振興局長 様	申 請 者	住 所 (所在地)	(電話)		
		フリガナ			
		氏 名 (名称)	⑤		
		還付される税金 の受取りを希望 する預金口座	金融機関名	本支店名	種 目
口座番号					
岩手県県税条例第95条第5項の規定により、次のとおり還付の申請をします。 第 96 条					
年 度	納 付 税 額	納付年月日	還 付 申 請 税 額	摘 要	
	円	・ ・	円		
自 動 車 の 登 録 番 号		主たる定置 場の所在地			
譲渡担保財産の取得に係る6月以内の自動車の移転					
設定者の住所（所在地）及び氏名（名称）		設定年月日	移転年月日	摘 要	
		・ ・	・ ・		
1月以内の自動車の返還					
取 得 年 月 日	返 還 年 月 日	返 還 の 理 由			
・ ・	・ ・				

備考 この申請書を提出する場合は、還付を受けるに足りる証明書類を添付してください。

(A4)

（表）



自動車取得税 課税免除申請書
 自動車税
 身体障害者等に係る

年 月 日
 振興局長 様

申請者 (納税義務者)	住 所	電話番号 ()		
	フリガナ			
	氏 名	印	身体障害者等との関係	

岩手県県税条例 第97条第1項 第103条の4第1項 の規定により、課税免除の申請をします。

申 請 理 由	1 身体障害者等が運転する自動車 2 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車 3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車				
使 用 目 的	1 通学	2 通所	3 通院	4 通勤	5 生業
免 除 を 受 け よ う と す る 期 間	年度	免除を受けようとする税額	自動車取得税	円	
			自動車税	円	

1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の記載事項（手帳を見て記載してください。）

住 所	氏 名	生年月日 (年齢)	・ ・ (歳)
手 帳 受給者 番号	交付年月日	・ ・	職業又は 就学状況
	有効期限	・ ・	
障 害 名	障 害 の 程 度	身体障害者手帳	級
		戦傷病者手帳	項・款
		精神障害者保健福祉手帳	級
		療 育 手 帳	A・B

2 自動車を運転する者の運転免許証に関する事項（運転免許証を見て記載してください。）

住 所	氏 名	身体障害者等との関係
運転免許証の種類	普通・中型・大型・()	有効期間の末日

3 自動車検査証に関する事項（自動車検査証を見て記載してください。）

所有者	住 所	氏 名
使用者	住 所	氏 名
登録番号 (車両番号)	岩手	登 録 年 月 日
		・ ・
	自家用 営業用	の別
	自家用 営業用	有効期間の満了する日
		・ ・

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提出先
自動車取得税の免除を受けようとする者		自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内	盛岡地方振興局税務部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、税務部分室）
自動車税の免除を受けようとする者	自動車の新規登録をする場合	自動車税の申告をした日から15日以内	
	納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局

2 「生計を一にする者」が運転するときは、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 申請者、身体障害者等及び表面記載の自動車を運転する者の健康保険証の写し
- (2) 次の表の左欄に掲げる使用目的に応じ、同表の右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	ア 学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日（当該期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日。以下同じ。）前3か月間（当該期間内に長期休業期間（本人の都合による休業の場合を除く。）が含まれている場合は、当該長期休業期間を除く。以下同じ。）において週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明するものに限る。） イ 使用状況を記録した書類（上記証明書を添付できない場合に限り。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

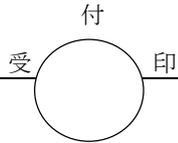
- (3) 知事が別に定める添付書類に係る申立書（当該申立書が指示する場合にあっては、当該申立書及び生計が一であることを証明する書面等）

3 「常時介護者」が運転するときは、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
- (2) 運行状況を記録した書類（常時介護者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限り。）
- (3) 次の表の左欄に掲げる使用目的に応じ、同表の右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日前3か月間において週3日以上使用されていたことを証明するものに限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

- (4) 知事が別に定める添付書類に係る申立書（当該申立書が指示する場合にあっては、当該申立書及び身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し）



自動車取得税 課税免除申請書
身体障害者等の利用に係る自動車税

年 月 日 振興局長 様	申 請 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	印

岩手県県税条例第97条第1項の規定により、次のとおり課税免除の申請をします。
第103条の5第1項

身体障害者等の利用に供する自動車	所有者	住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)		
	使用者	住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)		
	登 録 番 号		種別及び用途		自家用の別 営業用	
	車 名 (年式) 型 式		車 台 番 号		乗 車 定 員 (最大積載量)	人 (kg)
	総 排 気 量		主たる定置 場 所 在 地		取 得 年 月 日	・ ・
	車 体 の 形 状		構造上の特別の 仕様の内容又は 構造変更の内容			

免 除 申 請 税 額 等	全額免除	取得価額 ①	課税対象外の額 ②	課税標準額 ③	免除を受けようとする税額 ③×税率	
		円	円	円	円	
	自動車取得税	構造上の特別の仕様又は構造変更に伴う一部免除	取得価額 ①	課税対象外の額 ②	課税標準額 ③	
			円	円	円	
		構造上の特別の仕様又は構造変更 に要した額 ④	円	免除を受けようとする税額 ④×税率	円	
自動車税	免除を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		免除を受けようとする税額	円	

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提 出 先
自動車取得税の免除を受けようとする者		自動車取得税の申告をした日(自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日) から15日以内	盛岡地方振興局税務部(税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、税務部分室)
自動車税の免除を受けようとする者	自動車の新規登録をする場合	自動車税の申告をした日から15日以内	
		納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日(例 納期限が5月31日の場合は、5月24日)

2 この申請書を提出する場合は、免除を必要とする理由を証明する書類として改造自動車等審査結果通知書、改造概要説明書、注文書及び平面図の写しを添付してください(構造上専ら身体障害者等の利用の用に供する自動車については、自動車検査証の写しで可)。

様式第120号(第59条関係)

自動車取得税 ^{更正、決定} 通知(納税の通知)書 _{加算金決定}							
							第 号 年 月 日
住所(所在地) _____							
氏名(名称) _____ 様							
							振興局長 氏 名 印
登録番号 _____ に係る自動車取得税を次のとおり ^{更正、決定} 加算金決定したので通知します。							
なお、不足税額及び加算金額は、 _____ 年 月 日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。							
年 度	税 率	更正、決定額		申 告 額		差引過不足額	
		課税標準額	税 額	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額
	100	円	円	円	円	円	(ア) 円
加算金額	過少申告加算金	対象不足税額円× $\frac{1}{100}$ +加算対象不足税額円× $\frac{1}{100}$				(イ) 円	
	不申告加算金	申告期限	・	申告又は決定年月日	・	(ウ) 円	
		対象不足税額 円× $\frac{1}{100}$ +加算対象不足税額 円× $\frac{1}{100}$					
	重加算金	対象不足税額 円× $\frac{1}{100}$				(エ) 円	

合計納付金額	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	円
教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
備考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。</p>	

(A4)

様式第121号（第60条関係）

軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書	
第 号 年 月 日	
住所（所在地） _____	
氏名（名 称） _____ 様	
振興局長 氏 名 印	
<p>岩手県県税条例第99条の7第1項及び岩手県県税条例施行規則第60条第1項の規定によって、次の事務所又は事業所に係る軽油引取税の特別徴収義務者として、あなたを指定したので通知します。</p> <p>1 事務所又は事業所の所在地</p> <p>2 事務所又は事業所の名称</p>	
教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

(A4)

様式第121号の2（第62条関係）

軽油引取税に係る証券の破損、汚損紛失届出書

受 付 印 年 月 日 振興局長 様	特別徴収義務者	住 所 (所在地)	印
		氏 名 (名 称)	
事務所又は事業所	所 在 地	名 称	
		電 話	
事 由			
破損、汚損紛失した特別徴収義務者の証券		第 号	
※ 参 考 事 項			

備考1 ※印欄は、記載を要しません。

2 破損又は汚損の場合は、証券を添付してください。

(A4)

様式第121号の3（第63条の2関係）

軽油引取税還付承認（不承認）通知書
納入義務免除

第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名 称） 様

振興局長 氏 名印

年 月 日付けで申請のあった岩手県税条例第99条の16の軽油引取税還付承認（不承認）通知書
納入義務免除について、次のとおり承認（不承認）

したので通知します。

なお、還付については、後日お知らせします。

還 付 金 額 納入義務免除			円		
月別	申告税額	還付又は納入義務免除すべき税額	差引税額	既に納付した税額	還付すべき税額又は納付すべき税額
	円	円	円	円	円

受 付 印

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書（登録票）					※登録番号			
年 月 日 振興局長 様	特別徴収義務者	元売業者 特約業者として指定された年月日		. .	※登録通知日	. .		
		住 所（所在地）		氏 名（名 称）		付 記		
				Ⓜ				
				Ⓜ				
販売契約を締結している元売業者	所 在 地		名 称	付 記				
事務所又は事業所（給油所）の概要	所 在 地	名 称	代表者の氏名	軽油等の貯蔵設備の概要	営業開始年月日	※証票番号	受領印	付 記
上記以外の貯蔵設備の概要	所 在 地	名 称	軽油等の貯蔵設備の概要		貯蔵開始年月日	付 記		

備考1 ※印欄は、記載を要しません。

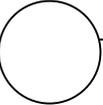
2 登録事項の変更を申請する場合は、該当欄に記入し、その理由を付記欄に記載してください。

(裏)

	納入の開始日	納入地		納入を受ける者		付記
		所在地	名称	住所(所在地)	氏名(名称)	
引渡し に係る 軽油の 納入地	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
※摘要						

備考 ※印欄は、記載を要しません。

軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書

付 受  印		年 月 日	特別徴収義務者	住 所 (所 在 地)	
振興局長 様				氏 名 (名 称)	㊦
岩手県県税条例第99条の9第5項の規定に基づき、軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消除を申請します。					
登 録 番 号		登 録 年 月 日		年 月 日	
事 由					
※ 摘 要					

備考 ※印欄は、記載を要しません。

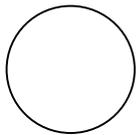
軽油引取税特別徴収義務者登録通知書
登録取消

	第 号
	年 月 日
住所（所在地）_____	
氏名（名称）_____ 様	
振興局長 氏 名印	
<p>岩手県県税条例第99条の9第 項の規定により、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の取消をいたしましたので通知します。</p>	
登録取消年月日	年 月 日
登録番号	
事由	
教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

(A4)

様式第121号の7を様式第121号の12とし、様式121号の6の次に次の5様式を加える。

軽油の返還届書

付 受  印 年 月 日		住所 （所在地） 氏 名 （名 称）	
		事務所又は事業所 所在地	印

振興局長 様		名 称	
返還があった年月日及びその数量	年 月 日		
	リットル		
返還になった軽油を売り渡した年月日及びその売渡数量	年 月 日		
	リットル		
返還した者の住所及び氏名			
販売契約の解除年月日及び解除事由	年 月 日		
摘 要	添付書類（上記事実を証明する関係書類）		

(A4)

様式第121号の8（第63条の3関係）

受 付 印
 振興局長 様

軽油引取税 還 納 義務免除 申請書

年 月 日	特別徴収義務者	住 所 (所在地)	(電話)	
		フリガナ		
振興局長 様	事務所又は事業所	氏 名 (名 称)	印	
		還付される税金の受取りを希望する預金口座	金融機関名	
			本支店名	
種 目	普通・当座			
		口 座 番 号		
		所 在 地		
		名 称		

次の該当する項目の記号を○で囲み、○で囲んだ記号の欄にのみ記載してください。

ア 岩手県県税条例第99条の17第2項（引取りを行った軽油を販売契約の解除により返還した場合における還付申請）

イ 岩手県県税条例第99条の18第3項（免税軽油以外の軽油の引取り後当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における還付、納入義務免除の申請）

申 請 税 額		円								
内 訳	年 度	月 別	既申告、 既更正又	納入 済税	納入年 月 日	差引未納税 額	返還のあ った軽油	$(\text{㊦}) \times \left(1 - \frac{1}{100}\right)$	減額 とな	還付申請税 額

アの 場 合			は決定額 (ア)	額 (イ)		(ア)－(イ) (ウ)	の数量 (エ)	$(1 - \frac{0.3}{100})$ (オ)	る税 額 (カ)	(カ)－(ウ)	
			円	円	・	円	リットル	リットル	円	円	
					・						
					・						
	解 除 さ れ た 販 売 契 約 の 明 細										
	返 還 が あ っ た 年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日	
	返 還 に な っ た 軽 油 の 数 量			リットル			リットル			リットル	
	返 還 に な っ た 軽 油 を 売 り 渡 し た 年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日	
	同 日 の 売 渡 し 総 数 量			リットル			リットル			リットル	
	返 還 し た 者 の 住 所 及 び 氏 名										
販 売 契 約 の 解 除 年 月 日 及 び そ の 理 由			年 月 日			年 月 日			年 月 日		
添 付 書 類			上記の事実を証明する関係書類								
イの 場 合	申 請 税 額		円								
	内 訳	年 月 別	既申告、 既更正又 は決定額 (ア)	納入 済税 額 (イ)	納入年 月日	差引未納税 額 (ア)－(イ) (ウ)	免税承認 になった 軽油の数 量 (エ)	$(1 - \frac{1}{100})$ (エ) × $(1 - \frac{0.3}{100})$ (オ)	減額 とな る税 額 (カ)	還付申請税 額 (カ)－(ウ)	
			円	円	・	円	リットル	リットル	円	円	
					・						
					・						
	免 税 承 認 軽 油 の 明 細										
	承 認 書 番 号			第 号		第 号		第 号		第 号	
	承 認 書 発 行 知 事 名			知 事		知 事		知 事		知 事	
	承 認 軽 油 の 数 量			リットル		リットル		リットル		リットル	
	承認を受けた免税軽油使用者の住所及び氏名										
添 付 書 類			上記の承認書 通								

(A4)

様式第121号の9 (第63条の3関係)

付 軽油引取税免税承認申請書

受 印

年 月 日 振興局長 様	免税軽油の使用に係る事務 所又は事業所の所在地	
	業 種 名	
	免税軽油使用者証の番号及 び氏名(名称)	第 号 ㊟
	この申請に应答する者の氏 名及び電話番号	(電話)
免 税 証	交 付 申 請 年 月 日	年 月 日

	交 付 申 請 し た 数 量	枚	リットル
	交 付 さ れ た 数 量	枚	リットル
免税用途に供した免税 軽油以外の軽油	販売業者から引取りした年月日	年	月 日
	使 用 の 年 月 日	年	月 日
	使 用 し た 数 量		リットル
	販 売 業 者	事務所又は事業所 の所在地	
氏名 (名称)			
免税軽油以外の軽油を 免税の用途に供する必 要が生じた理由			
免税証の交付を申請す ることができなかった 理由			
摘 要	添付書類		

(A4)

様式第121号の10 (第63条の3関係)

軽油引取税免税承認書	
(免税軽油使用者)	
	第 号 年 月 日
住 所 _____	
氏 名 _____ 様	
振興局長 氏 名印	
年 月 日付けの申請について次のとおり承認します。	
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年 月日及びその数量	年 月 日
	リットル
免税軽油以外の軽油の引渡しを行った年月 日並びに販売業者の事務所又は事業所の所 在地及び氏名又は名称	年 月 日
その 他 必	

合計納入（納付）金額					過少申告加算金			円
					不申告加算金			
					重加算金			
					加算金計			
教 示	1	この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。						
	2	この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						
備 考		不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。						

様式第124号及び様式第125号を次のように改める。

様式第124号及び様式第125号 削除

様式第126号の3から様式第129号までを次のように改める。

様式第126号の3から様式第129号まで 削除

様式第138号の2から様式第149号までを次のように改める。

様式第138号の2から様式第149号まで 削除

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に押印し、交付し、又は提出する申請済印等、通知書又は申請書等について適用し、同日前に押印し、交付し、又は提出した申請済印等、通知書又は申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。